

## 第35号議案

ラグーナ蒲郡運営事業支援交付金に関する条例の制定について

ラグーナ蒲郡運営事業支援交付金に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年6月11日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

ラグーナ蒲郡運営事業支援交付金に関する条例

別紙のとおり

提案理由

新たにラグーナ蒲郡運営事業を行う事業者に交付金を交付することにより、市全体の観光振興及び雇用の促進を図り、市の持続的な発展に資するため提案する。

## ラグーナ蒲郡運営事業支援交付金に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、ラグーナ蒲郡が蒲郡市（以下「市」という。）の重要な観光拠点であるとともに、市全体の経済及び雇用の観点から市のまちづくりに必要不可欠な存在であることを踏まえ、新たにラグーナ蒲郡を運営する事業者がラグーナ蒲郡運営事業支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、市全体の観光振興及び雇用の促進を図り、市の持続的な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ラグーナ蒲郡運営事業 この条例の施行の日現在ラグーナ蒲郡において、蒲郡海洋開発株式会社が行う次に掲げる事業をいい、新運営事業者が当該事業を承継した後は、新運営事業者が行うラグーナ蒲郡（新運営事業者が総称を変更した場合は、その総称）に係る事業をいう。
  - ア 遊園地及びプール施設の経営
  - イ 大規模小売店舗及び飲食店の経営
  - ウ 海洋療法施設、温泉利用施設及び宿泊施設の経営
- (2) 新運営事業者 この条例の施行の日以後において、蒲郡海洋開発株式会社からラグーナ蒲郡運営事業を承継する事業者をいう。
- (3) 固定資産税 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）に基づき市が課する固定資産税をいう。
- (4) 都市計画税 蒲郡市市税条例に基づき市が課する都市計画税をいう。
- (5) 市税 蒲郡市市税条例に基づき市が課する市税をいう。

### (交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付を受けることができる者は、ラグーナ蒲郡運営事業を行う新運営事業者とする。

### (交付金の総額及び交付期間)

第4条 交付金の総額は、30億円とする。

- 2 交付金の交付期間は、新運営事業者がラグーナ蒲郡運営事業を開始する日の属

する年度から10年度間（以下「交付期間」という。）とする。

（交付期間の延長及び短縮等）

第5条 市長は、交付金の総額が交付期間を過ぎても30億円に満たない場合は、その期間を延長することができる。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、新運営事業者が行うラグーナ蒲郡運営事業の経営状況により、新運営事業者との協議をもって、交付期間を短縮し、又は交付金の総額を減額することができる。

（一の年度に交付する交付金の額）

第6条 交付金の総額（前条第2項の規定により総額を減額した場合は、その額。以下この条において同じ。）のうち、一の年度に交付する額は、次に掲げる固定資産に対して当該年度の前年度に市が課し、かつ、納付された固定資産税及び都市計画税の合計額（10万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 蒲郡市海陽町地内において、蒲郡海洋開発株式会社又はトヨタ自動車株式会社が平成26年1月1日現在で所有する土地、家屋及び償却資産

(2) 蒲郡市海陽町地内において、新運営事業者が交付金の交付期間（前条の規定により交付期間を延長し、又は短縮した場合は、その期間）内に、ラグーナ蒲郡運営事業のために新たに所有する土地、家屋及び償却資産

2 前項の規定により算定する交付金の額と前年度までに交付した交付金の累計額の合計額が交付金の総額を超える場合においては、当該年度の交付金の額は、交付金の総額から前年度までに交付した交付金の累計額を差し引いた額とする。

（交付金の交付申請）

第7条 新運営事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、新運営事業者は、規則で定めるところにより事業計画書を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請の内容を審査の上、第1条の目的に適合すると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。

（事業報告等）

第9条 新運営事業者は、規則で定めるところにより事業計画書に対する事業報告

書及び決算書を市長に提出しなければならない。

(交付金の取消し等)

第10条 市長は、交付金の交付決定後、新運営事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定を取り消し、交付金の交付を中止し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により交付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) ラグーナ蒲郡運営事業を終了しようとするとき、又は別の事業者へ承継させようとするとき。
- (3) ラグーナ蒲郡運営事業が第1条の目的に適合しなくなったとき。
- (4) 前条に規定する義務を履行しないとき。
- (5) 市税を滞納したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付金の交付を不相当と認めるとき。

(報告及び検査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第9条に定めるもののほか、新運営事業者に対し必要な報告をさせ、又はその職員に新運営事業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。